平成29年

上尾市教育委員会12月定例会議案資料

目 次

議案第55号	資料 【上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正 する規則の制定について】
◇請求書様式	(改正後)
◇請求書様式	(現行)2
議案第56号	資料 【上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の 勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正 する訓令の制定について】
◇新旧対照表	(上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤 務時間等に関する規程)
◇新旧対照表	(上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩 時間等に関する規程)

			育児	上休業	き 承	認請:	求言	事					
								平成	年	:	月	H	
埼玉県教	育委員会	様											
						校	名_						
						職	名_						
						氏	名						A
次のとお	in	休業の承記 休業の期間	_	を請	求し	ます。							
		氏	名										
1 請求	に係る子	続	柄						子				
		生年	月日			平月	戊	年	月		日生		
2 請求	の内容	(再度の	の育児休 育児休業 若しくは:	又は育り	見休業	20 - 20	耳度 (の延長	又は非	常勤	₼職員♂)1歳	6 か月ぎ
3 請 オ	対 間	平成	年	月	99000	日から	平月	龙	年		 月	日	まで
4 既に	育児休業		年	月	John	日から			年		月	日言	まで
をし	た期間		年	月	200	日から			年	e e	月	日言	まで
5 配	TT /B -1/	氏	名										
5 配	偶 者	育児休美	業の期間		年	月	Ē	から	4	年	月	Ħ	まで
6 備	考												
請求に	青求書(非常勤 係る子の氏名 の写しを添付	、請求者との							7707				or organization

- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、職員の育児休業 等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当する育 児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」の欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び 証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、(1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から 5 7 日間に、職員(当該期間内に出産休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第1 2条第1項第1号に掲げる 場合における特別休暇または労働基準法第6 5条第2項に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日を、(2)請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、(3)請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日(4)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□にはレ印を記入すること。

第7号様式の2 (第17条の2関係)

		育」	見 休	業承	認言	請求	書	年	月
埼玉	玉県教育委員会	様				校 職	名 名		
						氏	名		
次	のとおり育 児 6 育児休美	木 業 の 承 認 業の期間の延長	を請求	します。					
		氏	名						
1	請求に係る子	続	柄						
		生年	月日			年 月	日生		
		□ 育児休業	の承認	***	口音	児休娄の	期間の延長		
		L HALINE	ヘンノも(中心		Ц В	ルルボック	7911可072000		
		□ 再度の育		の承認			期間の再度の延	長	
2	請求の内容	□ 再度の育	児休業(育児休業の	口 育 期間の	児休業の 再度の延	期間の再度の廻 長又は非常勤職		歳6か月
		□ 再度の育 (再度の育児	児休業(育児休業の が必要な事	□ 育 対間の 「情を記	児休業の 再度の延 入するこ	期間の再度の延 長又は非常勤職 と。)	銭員の1	101010
2 3 4	請求の内容 請求期間 既に育児休業	□ 再度の育 (再度の育児	児休業(育児休業の	口 育 期間の	児休業の 再度の延	期間の再度の廻 長又は非常勤職		日まて
3	請求期間	□ 再度の育 (再度の育児	児休業(育児休業の が必要な事 年	□ 育 期間の 情を記 月	児休業の 再度の延 入するこ 日から	期間の再度の如 長又は非常勤職 と。) 年	銭員の1	日まて日まて
3 4	請 求 期 間 既に育児休業 をした期間	□ 再度の育 (再度の育児	児休業(育児休業の が必要な事 年 年	□ 育 対間の で情を記 月	児休業の 再度の延 入するこ 日から 日から	期間の再度の延 長又は非常勤職 と。) 年 年	战員の 1 月 月	日まで日まで
3	請 求 期 間 既に育児休業	□ 再度の育 (再度の育児 までの子の育	児休業(休業、 別保休業)	育児休業の が必要な事 年 年	□ 育 対間の で情を記 月	児休業の 再度の延 入するこ 日から 日から	期間の再度の延 長又は非常勤職 と。) 年 年	战員の 1 月 月	歳6か月 日まで 日まで 日まで

- (注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
 - 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
 - 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
 - 5 「6 備考」欄には、(1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2) 請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、(3) 請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、(4) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 6 該当する□には **レ**印を記入すること。

議案第56号資料

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務 時間等に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等 に関する規程(平成29年上尾市教育委員会訓令第4号)

改正案

行

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市教育委員第1条 この規程は、上尾市教育委員 会が任用する一般職非常勤職員の勤 務時間、休日及び休暇に関する規則 (平成29年上尾市教育委員会規則第 9号) 第3条の規定に基づき、上尾 市教育委員会が任用する一般職非常 勤職員の任用に関する規則(平成29 年上尾市教育委員会規則第8号) 第 2条第1項の規定の規定により上尾 市教育委員会が任用する同規則第1 条に規定する一般職非常勤職員 (以 下単に「一般職非常勤職員」という。 の勤務日数並びに勤務時間及び休憩 時間の割振りについて定めるものと する。

(趣旨)

会が任用する一般職非常勤職員の勤 務時間、休日及び休暇に関する規則 (平成29年上尾市教育委員会規則第 9号) 第3条の規定に基づき、上尾 市教育委員会が任用する一般職非常 勤職員の任用に関する規則(平成29 年上尾市教育委員会規則第8号) の 規定により上尾市教育委員会が任用 する同規則第1条に規定する一般職 非常勤職員のうちの特定のもの(以 下「特定一般職非常勤職員」という。 の1週間当たりの勤務日数、勤務時 間及びその割振り並びに休憩時間に ついて定めるものとする。

2 前項に規定する特定一般職非常勤 職員とは、次条第1項の表の左欄に 掲げる職及び社会教育指導員の職に 充てられる一般職非常勤職員とす る。

(定義)

<u>第2条</u> この規程において「特定一般 職非常勤職員」とは、上尾市教育委 員会が任用する一般職非常勤職員を もって充てる職の設置に関する規則 (平成29年上尾市教育委員会規則 第10号) 第2条第1項の規定によ り置く職に充てられる一般職非常勤 職員をいう。

(特定一般職非常勤職員の勤務日 数)

(勤務日数)

第3条 特定一般職非常勤職員(社会第2条 特定一般職非常勤職員(社会

教育指導員の職に充てられる特定一 般職非常勤職員を除く。)の勤務日 数は、次の表の左欄に掲げる職の区 分に応じ、同表の右欄に定めるとお りとする。

	職	勤務日数(1週間当たり)
1	文 化 財 調 査 専 門 員	3月又は4月
	子どもの読書 活動支援セン ター協力員	3 月
3	教育相談員	<u>4日</u>
	学校適応指導 教室指導員	4 日
5	さわやか相談 室相談員	5 日
6	教育心理専門 員	4 日

- 2 社会教育指導員の職に充てられる 2 社会教育指導員の職に充てられる 特定一般職非常勤職員の勤務日数 は、1週につき3日又は2週につき 5日とする。
- 特定一般職非常勤職員の所属長3 (上尾市教育委員会事務局及び市立 教育機関の職員の服務に関する規程 (平成20年上尾市教育委員会訓令第 1号) 第3条第1項又は第2項に規 定する所属長をいう。以下同じ。) は、公務の運営上の事情に応じ、前 2項に定める勤務日数を臨時に変更 することができる。

(特定一般職非常勤職員の1日の勤 務時間の割振り)

教育指導員の職に充てられる特定一 般職非常勤職員を除く。)の1日の 勤務時間の割振りは、次の表の左欄

教育指導員の職に充てられる特定一 般職非常勤職員を除く。)の勤務日 数は、次の表の左欄に掲げる職の区 分に応じ、同表の右欄に定めるとお りとする。

	職	勤務日数(1週間当たり)
1	文化財調查専 門員	3月又は4月
2	子どもの読書 活動支援セン ター協力員	3 月
3	学校 適 応 指 導 教室指導員	4月
4	さわやか相談 室相談員	5 日
5	教育心理専門 員	4 日

特定一般職非常勤職員の勤務日数 は、1週につき3日又は2週につき 5日とする。

特定一般職非常勤職員の所属長 (上尾市教育委員会事務局及び市立 教育機関の職員の服務に関する規程 (平成20年上尾市教育委員会訓令第 1号) 第3条第1項又は第2項に規 定する所属長をいう。以下同じ。) は、公務の運営上の事情に応じ、前 2項に定める勤務日数を臨時に変更 することができる。

(勤務時間及びその割振り)

教育指導員の職に充てられる特定-般職非常勤職員を除く。)の勤務時 間及びその割振りは、次の表の左欄 に掲げる職の区分に応じ、同表の右 に掲げる職の区分に応じ、同表の右 欄に定めるとおりとする。

11	国人	- 圧めるとね	りとする。
		職	1日の勤務時間
			<u>の</u> 割振り
	1	文化財調査	次の各号のいず
		専門員	れかに掲げる時
			間帯
			(1) 午前9時
			から午後3時
			30分まで
			(2) 午前9時
			30分から午後
			4 時まで
	2	子どもの読	午前9時から午
		書活動支援	後 5 時まで
		センター協	
		力員	
	3	教育相談員	午前10時から午
			後 5 時まで
	4	学校適応指	午前9時から午
		導教室指導	後4時まで
		員	
	5	さわやか相	午前 9 時 15分か
		談室相談員	ら午後4時45分
			までの間で1日
			につき 5 時間 45
			分
	6	教育心理専	午前10時から午
		門員	後 5 時まで

- 2 社会教育指導員の職に充てられる 3 前項の勤務時間の割振りは、次の 特定一般職非常勤職員の勤務時間は 7時間又は7時間30分とし、その割 じ、当該各号に定めるとおりとする。 振りは、次の各号に掲げる勤務時間 の区分に応じ、当該各号に定めると おりとする。
 - る時間帯

爛に定めるしおりしする

欄に	こ定めるとお	りとする。
	職	勤務時間及びそ
		<u>の</u> 割振り
1	文化財調査	次の各号のいず
	専門員	れかに掲げる時
		間帯
		(1) 午前9時
		から午後3時
		30分まで
		(2) 午前9時
		30分から午後
		4 時まで
2	子どもの読	午前9時から午
	書活動支援	後 5 時まで
	センター協	
	力員	
3	教育相談員	午前10時から午
		後 5 時まで
4	学校適応指	午前9時から午
	導教室指導	後 4 時まで
	員	30 100 c
5	57	午前9時15分か
	談室相談員	ら午後4時45分
		までの間で1日
		につき 5 時間 45
		分
	To 28	午前10時から午
	門員	後 5 時まで

- 2 社会教育指導員の職に充てられる 特定一般職非常勤職員の勤務時間 は、7時間又は7時間30分とする。
- 各号に掲げる勤務時間の区分に応
- (1) 7時間 次のア又はイに掲げ (1) 7時間 次のア又はイに掲げ る時間帯

ア 午前8時間30分から午後4時 30分まで

イ 午前9時間から午後5時まで (2) 7時間30分 午前8時間45分 から午後5時15分まで

3 特定一般職非常勤職員の所属長 4 は、業務上やむを得ない事情のあるときは、前3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める勤務時間と異なる時間帯を勤務時間として割り振ることができる。

<u>(非特定一般職非常勤職員の勤務日</u> 数等)

第5条 特定一般職非常勤職員を除く 一般職非常勤職員(以下この条において「非特定一般職非常勤職員」という。)の勤務日数及び1日の勤務時間の割振りは、次の表の左欄に掲げる非特定一般職非常勤職員の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

非	特定一	勤務	1日の勤務時
般	職非常	<u>日数</u>	間の割振り
勤	職員の		
区	<u>分</u>		
1_	図書館	1 週	午前8時45分
	に勤務	間に	から午後7時
	<u>する図</u>	つき	<u>15分までの間</u>
	書館業	4 日	で1月につき
	<u>務員</u>		7 時間
2	学校教	同上	午前9時から
	育部学		から午後 5 時
	務課に		<u>まで</u>
	勤務す		
	る非特		
	定一般		
	職非常		
	勤職員		

2 非特定一般職非常勤職員の所属長

ア 午前8時間30分から午後4時 30分まで

イ 午前9時間から午後5時まで (2) 7時間30分 午前8時間45分 から午後5時15分まで

4 特定一般職非常勤職員の所属長は、業務上やむを得ない事情のあるときは、前3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める勤務時間と異なる時間を勤務時間として割り振ることができる。

は、公務の運営上の事情に応じ前項 の表に定める勤務日数を臨時に変更 し、及び業務上やむを得ない事情の あるときは同表に定める勤務時間と 異なる時間帯を勤務時間として割り 振ることができる。

(一般職非常勤職員の休憩時間の割 振り)

- 相談室相談員の職に充てられる一般 職非常勤職員を除く。)の休憩時間 は、午後零時から午後1時までとす る。ただし、職務の都合によりこの 時間帯に休憩時間を割り振ることが できないときにあっては、当該一般 職非常勤職員の所属長が別に割り振 るものとする。
- 2 さわやか相談室相談員の職に充て2 られる一般職非常勤職員の休憩時間 は1日につき45分とし、その割振り は当該さわやか相談室相談員が勤務 する学校の校長が定めるものとす る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

(休憩時間)

第 6 条 一般職非常勤職員 (さわやか<u>第 4 条</u> 特定一般職非常勤職員 (さわ やか相談室相談員の職に充てられる 特定一般職非常勤職員を除く。)の 休憩時間は、午後零時から午後1時 までとする。ただし、職務の都合に よりこの時間に休憩時間を割り振る ことができないときにあっては、当 該員特定一般職非常勤職員の所属長 が別に割り振るものとする。

> さわやか相談室相談員の職に充て られる特定一般職非常勤職員の休憩 時間は1日につき45分とし、その割 振りは当該さわやか相談室相談員が 勤務する学校の校長が定めるものと する。

> > 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第56号資料

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務 時間等に関する規程の一部を改正する訓令附則第2項による改 正新旧対照表

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に 関する規程(平成21年上尾市教育委員会訓令第1号)

改正案

現

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市職員の勤幣1条 この規程は、上尾市職員の勤 務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成7年上尾市条例第15号)及び 上尾市職員の勤務時間、休日及び休 暇に関する規則(平成7年上尾市規 則第17号) に基づき、市教育委員会 事務局及び市立教育機関に勤務する 職員(地方教育行政の組織及び運営 に関する法律(昭和31年法律第162 号) 第37条第1項に規定する県費負 担教職員を除く。以下単に「職員」 という。) の勤務時間及び休憩時間 を定めるほか、公務の運営上の事情 により特別の形態によって勤務する 必要のある職員の勤務時間及びその 割振り、週休日並びに休憩時間につ

2 上尾市教育委員会が任用する一般 職非常勤職員の勤務日数、勤務時間 等に関する規程(平成29年上尾市 教育委員会訓令第4号) が適用され る同訓令第1条に規定する一般職非 常勤職委員の勤務時間、休憩時間に ついては、同訓令の定めるところに よる。

以下略

いて定めるものとする。

(趣旨)

務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成7年上尾市条例第15号)及び 上尾市職員の勤務時間、休日及び休 暇に関する規則(平成7年上尾市規 則第17号) に基づき、市教育委員会 事務局及び市立教育機関に勤務する 職員(地方教育行政の組織及び運営 に関する法律(昭和31年法律第162 号) 第37条第1項に規定する県費負 担教職員を除く。以下単に「職員」 という。) の勤務時間及び休憩時間 を定めるほか、公務の運営上の事情 により特別の形態によって勤務する 必要のある職員の勤務時間及びその 割振り、週休日並びに休憩時間につ いて定めるものとする。

行

以下略